平成２７年（フ）第１６号
茨城県つくばみらい市小張3132番地２
債務者　染野美佐男
1　決定年月日時　平成27年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第５７号
茨城県つくばみらい市小絹398番地　ラ　コリーナＦ－102、前住所茨城県坂東市辺田1214番地85
債務者　小川眞理子
1　決定年月日時　平成27年４月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第８６号
岐阜県各務原市那加東亜町90番地168
債務者　林　　徳治
1　決定年月日時　平成27年４月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第８８号
岐阜市下川手138番地　シャンピアコモリ104号室
債務者　本告　　力
1　決定年月日時　平成27年４月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第８９号
岐阜市下川手138番地　シャンピアコモリ104号室
債務者　本告　冨榮
1　決定年月日時　平成27年４月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第４０９号
滋賀県草津市南山田町1121番地34
債務者　竹川　優子
1　決定年月日時　平成27年４月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２８号
滋賀県草津市西渋川２丁目２番３号
債務者　津江　　久
1　決定年月日時　平成27年４月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２９号
滋賀県草津市西渋川２丁目２番３号
債務者　津江　智美
1　決定年月日時　平成27年４月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３９号
大津市藤尾奥町15―19　今井方、前住所千葉市花見川区幕張町５丁目261番地ハイツシラギク102号
債務者　松本　　剛
1　決定年月日時　平成27年４月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第５３号
滋賀県草津市木川町357番地１　ウィンディア草津102号、前住所滋賀県湖南市岩根3343番地６　307号
債務者　島村なごみ
1　決定年月日時　平成27年４月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第６２号
滋賀県湖南市岩根中央３丁目124番地ヘルリッヒミーツハオス101号、住民票上の住所大阪市平野区平野西１丁目１番11号
債務者　吉田　秀和
1　決定年月日時　平成27年４月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第６５号
大津市朝日が丘１丁目４番21号
債務者　小田　香里
1　決定年月日時　平成27年４月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第７８号
大津市今堅田３丁目12番45―1402号
債務者　浅野　君子
1　決定年月日時　平成27年４月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１５５号
広島市東区東蟹屋町４番２―305号　桑原ビル
債務者　中峯由美子
1　決定年月日時　平成27年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１６号
愛媛県四国中央市寒川町168番地
債務者　寺岡　誠也
1　決定年月日時　平成27年４月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２７年（フ）第２７号
愛媛県四国中央市土居町北野1881番地　上北野団地19号、前住所愛媛県西条市神拝乙97番地１　あさだＡ・Ｂ107号
債務者　伊藤　瑞恵（旧姓塩崎）
1　決定年月日時　平成27年４月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２７年（フ）第７８号
大分市大津町２丁目５番１Ａ１―206号
債務者　中敷　周一
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第７９号
大分市大津町２丁目５番１Ａ１―206号
債務者　中敷己佐子
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係